

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 石井 啓一

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（東広島・安芸バイパス）（広島県東広島市八本松西五丁目地内から同県安芸郡海田町東海田字曾田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字丸 岩山	不明 ただし、二四四六番、二四四七番のそれぞれ一部又は全部	山林 (二四四六番) 山林 (二四四七番)	山林	二、九〇五	—	八四五・三九 (別添第一実測平面図中①の部分)
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字丸 音平	不明 ただし、二四四六番、二四四七番のそれぞれ一部又は全部	山林 (二四四六番) 山林 (二四四七番)	山林	(二四四六番) 四三三 (二四四七番) 三五七	—	一三二・七五 (別添第二実測平面図中①の部分)

2 使用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字丸 岩山	一〇四三四番	山林	山林	二、九〇五	—	一二・三〇 (別添第一実測平面図中②の部分)
広島県 広島市 安芸区 上瀬野 町字丸 音平	不明 ただし、二四四六番、二四四七番のそれぞれ一部又は全部	山林 (二四四六番) 山林 (二四四七番)	山林	(二四四六番) 四三三 (二四四七番) 三五七	—	五四・一五 (別添第二実測平面図中②の部分)

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、土地登記名義人(亡) 前田 利之相続人

持分不明

(氏名) 橋住 禮子

(住所) 千葉県千葉市中央区仁戸名町四八〇番地一八七

持分不明

(氏名) 前田 誠二

(住所) 広島県広島市安芸区上瀬野町二五九八番地

持分不明

(氏名) 前田 信義

(住所) 広島県広島市安芸区上瀬野町二五九〇番地三

持分不明

(氏名) 前田 重成

(住所) 広島県広島市安芸区矢野西三丁目二四番一八号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

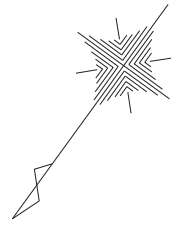
六 土地収用及び使用の裁決手続の開始を決定した日

平成二十九年四月二十五日

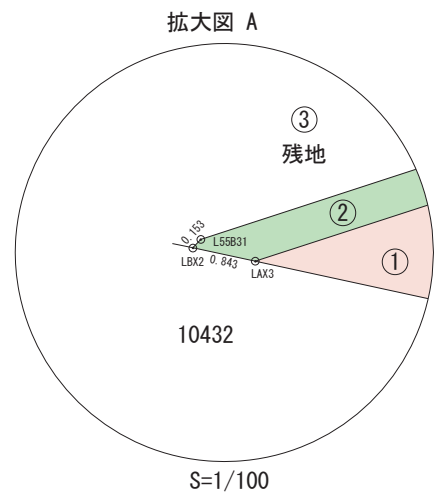
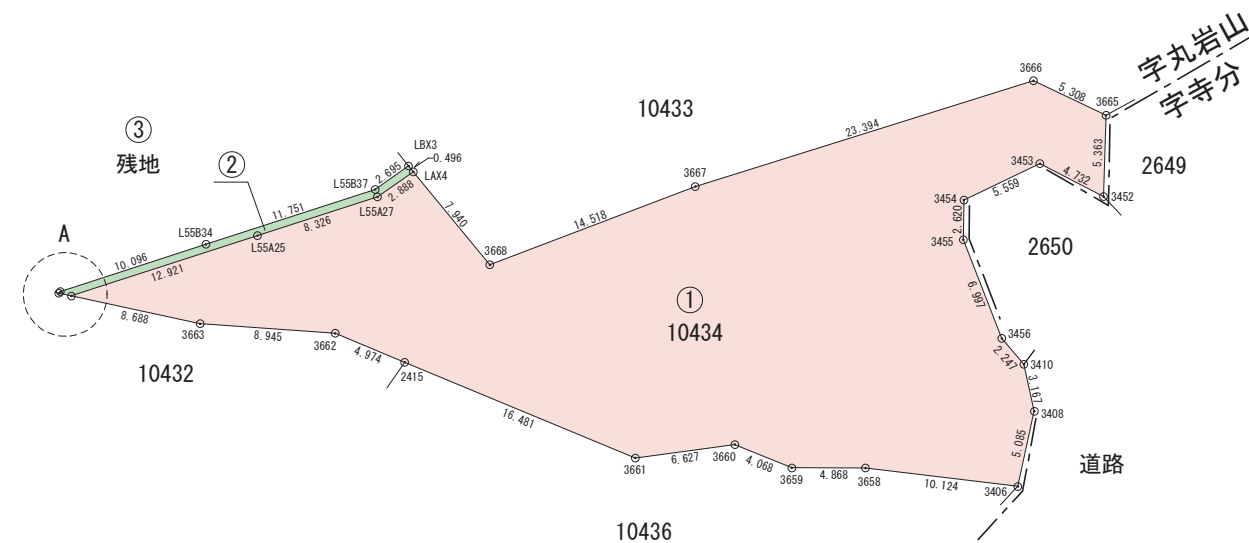
別添第一

実測平面図

広島市安芸区上瀬野町字丸岩山 10434番



縮尺 S=1:500



凡 例	
	収用しようとする土地
	使用しようとする土地

地 番 10434				
① 収用しようとする土地				
測 点	標 識	X	Y	辺 長
3663	プラスチック杭	-175411.024	42917.269	8.945
3662	プラスチック杭	-175415.756	42909.677	4.974
2415	プラスチック杭	-175416.912	42904.839	16.481
3661	プラスチック杭	-175420.743	42888.809	6.627
3660	プラスチック杭	-175425.320	42884.016	4.068
3659	プラスチック杭	-175426.295	42880.066	4.868
3658	プラスチック杭	-175429.143	42876.117	10.124
3406	プラスチック杭	-175434.072	42867.273	5.085
3408	プラスチック杭	-175438.731	42869.312	3.167
3410	プラスチック杭	-175440.833	42871.682	2.247
3456	プラスチック杭	-175441.356	42873.868	6.997
3455	プラスチック杭	-175445.133	42879.759	2.620
3454	プラスチック杭	-175447.278	42881.264	5.559
3453	プラスチック杭	-175452.165	42878.614	4.732
3452	プラスチック杭	-175452.879	42873.936	5.363
3665	プラスチック杭	-175457.310	42876.958	5.308
3666	プラスチック杭	-175456.345	42882.178	23.394
3667	プラスチック杭	-175437.568	42896.133	14.518
3668	プラスチック杭	-175425.417	42904.079	7.940
LAX4	木杭	-175427.416	42911.764	2.888
L55A27		-175424.686	42912.707	8.326
L55A25		-175417.960	42917.615	12.921
LAX3	木杭	-175407.511	42925.216	8.688
倍面積	1690.786866			
面積	845.393433			
地積	845.39 m ²			
② 使用しようとする土地				
測 点	標 識	X	Y	辺 長
LBX2	木杭	-175407.169	42925.987	0.843
LAX3	木杭	-175407.511	42925.216	12.921
L55A25		-175417.960	42917.615	8.326
L55A27		-175424.686	42912.707	2.888
LAX4	木杭	-175427.416	42911.764	0.496
LBX3	木杭	-175427.541	42912.244	2.695
L55B37		-175424.992	42913.121	11.751
L55B34		-175415.490	42920.035	10.096
L55B31		-175407.321	42925.969	0.153
倍面積	24.602538			
面積	12.301269			
地積	12.30 m ²			

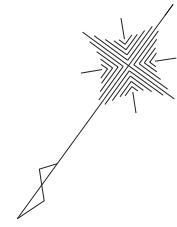
- ・収用しようとする土地の面積
① 845.39m²
- ・使用しようとする土地の面積
② 12.30m²

※境界線については隣接土地所有者の主張した線である

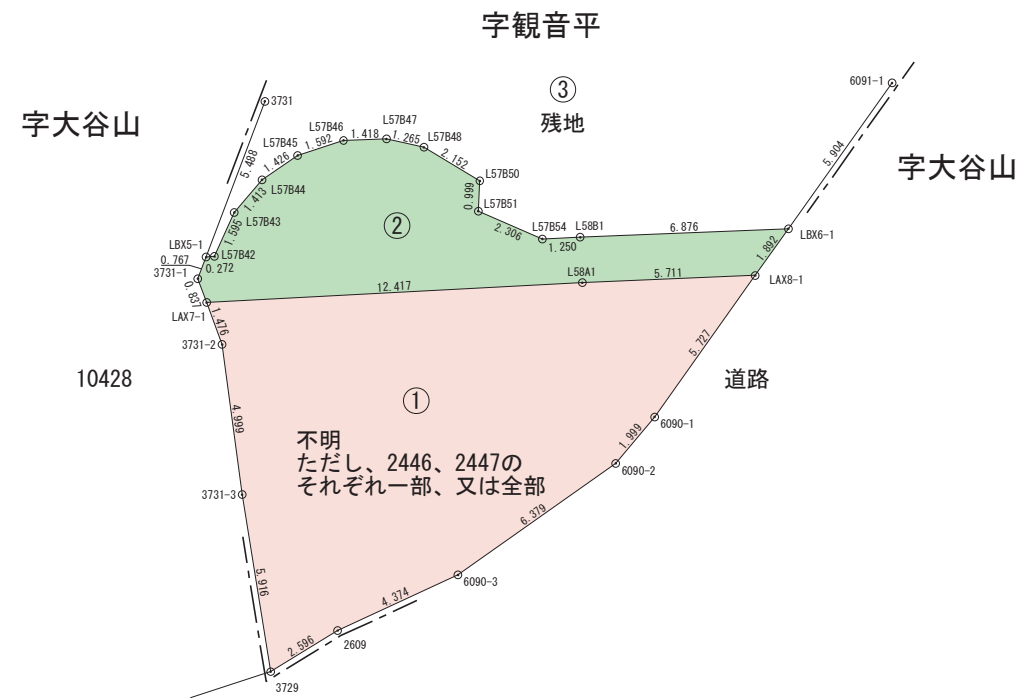
別添第二

実測平面図

広島市安芸区上瀬野町字観音平 不明 ただし、2446番、2447番のそれぞれ一部、又は全部



縮尺 S=1:250



地番	不明 ただし、2446、2447のそれぞれ一部、又は全部			
① 収用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
3729	プラスチック杭	-175563.037	42752.349	2.596
2609		-175565.436	42751.357	4.374
6090-3		-175569.255	42749.224	6.379
6090-2		-175575.295	42747.172	1.999
6090-1		-175577.290	42747.035	5.727
LAX8-1		-175583.017	42747.094	5.711
L58A1		-175579.471	42751.572	12.417
LAX7-1		-175571.652	42761.219	1.476
3731-2	プラスチック杭	-175570.830	42759.992	4.999
3731-3	プラスチック杭	-175567.211	42756.542	5.916
倍面積	265.504366			
面積	132.752183			
地積	132.75 m ²			
② 使用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
LBX6-1	木杭	-175584.909	42747.114	6.876
L58B1		-175580.644	42752.508	1.250
L57B54		-175579.863	42753.485	2.306
L57B51		-175579.363	42755.737	0.999
L57B50		-175580.200	42756.284	2.152
L57B48		-175580.009	42758.428	1.265
L57B47		-175579.505	42759.589	1.418
L57B46		-175578.634	42760.708	1.592
L57B45		-175577.344	42761.641	1.426
L57B44		-175576.001	42762.122	1.413
L57B43		-175574.592	42762.230	1.595
L57B42		-175573.030	42761.906	0.272
LBX5-1	木杭	-175572.857	42762.117	0.767
3731-1	プラスチック杭	-175572.117	42761.915	0.837
LAX7-1	木杭	-175571.652	42761.219	12.417
L58A1		-175579.471	42751.572	5.711
LAX8-1	木杭	-175583.017	42747.094	1.892
倍面積	108.316320			
面積	54.158160			
地積	54.15 m ²			

凡 例	
	収用しようとする土地
	使用しようとする土地

- ・ 収用しようとする土地の面積
① 132.75m²
- ・ 使用しようとする土地の面積
② 54.15m²

※境界線については隣接土地所有者の主張した線である